

## 特別管理産業廃棄物の種類

| 区分   | 種 類  | 内 容   |   |
|--|--|---|---|
| 特別<br>管理<br>産業<br>廃棄物  | 引火性廃油  | 産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類（引火点が70℃未満の廃油）  |   |
|  | 腐食性廃酸  | 水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の廃酸  |   |
|  | 腐食性廃アルカリ   | 水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上の廃アルカリ  |   |
|  | 感染性産業廃棄物   | 医療機関等から排出される、血液、使用済みの注射針などの、感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物  |   |
|  | 特定<br>有害<br>産業<br>廃棄物  | 特定有害PCB等  | 廃PCB及びPCBを含む廃油  |
|  |  | 特定有害PCB汚染物  | 紙くずのうちPCBが塗布され、又は染み込んだもの、汚泥・木くず又は繊維くずのうちPCBが染み込んだもの、廃プラスチック類又は金属くずのうちPCBが付着し、又は封入されたもの、陶磁器くず又はがれき類のうちPCBが付着したもの |
|  |  | 特定有害PCB処理物  | 廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの（省令で定める基準に適合しないものに限る。）   |
|  |  | 特定有害廃水銀等  | 省令別表で定める施設などから発生する廃水銀又は廃水銀化合物、水銀やその化合物が含まれる産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀、これらの廃水銀等を処分するために処理したもの            |
|  |  | 特定有害指定下水汚泥  | 下水道法施行令の規定により指定された汚泥のうち、最下段に記載された有害物質を含んでおり、その溶出試験又は成分試験の数値が判定基準を超えるもの  |
|  |  | 特定有害銻さい   | 有害物質である、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含んでおり、その溶出試験の数値が判定基準を超えるもの  |
| 特定有害廃石綿等   |  | 建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで石綿の付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿など |   |
| 特定有害ダスト類<br>（ばいじん）<br>特定有害燃え殻<br>特定有害廃油<br>特定有害汚泥<br>特定有害廃酸<br>特定有害廃アルカリ | 政令別表で定める施設などから発生し、有害物質である、水銀、カドミウム、鉛、有機燐、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類などを含んでおり、その溶出試験又は成分試験の数値が判定基準を超えるもの |   |   |